

入院患者の面会に関する規程

第1条(目的)

この規程は、公立神崎総合病院(以下「当院」という。)に入院中の患者(以下「患者」という。)と家族等との面会が、患者の療養生活上の質の向上および尊厳の保持のみならず、退院支援を行う上でも重要であることに鑑み、感染対策の観点から当院における面会に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

この規程は、当院に入院する全ての患者及び面会しようとする者(以下「面会者」という。)に適用する。

第3条(面会時間等)

- 1.面会時間は、原則として平日、土日祝日ともに 14 時から 18 時までとし、対面時間の制限は設けない。ただし、院長が特に必要と認める場合は、面会時間以外の時間において面会することができる。
- 2.病棟における診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で人数、時間を制限することができる。
- 3.院長は、感染症流行時や院内感染の発生の恐れがある場合(以下「感染症流行時等」という。)など、病棟運営上特に必要と判断した場合は、予告なしに面会を制限又は禁止することができる。

第4条(人数及び対象)

面会人数は、患者の療養環境の確保及び他患者への配慮の観点から、原則として患者 1 名につき同時に3名までとする。ただし、院長が特に必要と認める場合は、病棟業務に支障のない範囲内において人数制限しない。

第5条(面会手続き)

通常時における面会手続きは、不要とする。ただし、感染流行時等においては、別途定める面会手続きによる。

第6条(面会制限)

次の各号に該当する者は、面会禁止又は制限を講じる。

- (1) 発熱、咳、下痢等の症状がある者
- (2) 感染症に罹患している可能性がある者
- (3) 未就学児
- (4) 院長又は病棟スタッフが不適切と判断した者

第7条(感染防止対策等)

面会者は、次の各号に定める対策を講じなければならない。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) 不織布マスクを着用すること
- (3) 病室へ、生もの、生花の持ち込みをしないこと
- (4) 面会中は、患者の安静及び療養環境に配慮すること

第8条(遵守事項)

面会者は、この規程を遵守するとともに、病院の指示に従わなければならない。なお、この規程に違反した場合又は病院の指示に従わない場合は、面会を中断することができる。

第9条(規程の見直し)

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

公立神崎総合病院 院長